

25	都市整備局	航空政策の推進（羽田空港の再拡張及び国際化）
事業概要	<p>東京のみならず日本の国際競争力の維持・向上や経済の活性化を図るためには、増大する航空需要に応えるなど、首都圏とりわけ首都東京における空港機能の充実を図ることが喫緊の課題となっている。</p> <p>そのため、首都圏の空港機能の充実に資する、「羽田空港の再拡張及び国際化」などについて、来年10月の供用開始を確実に実現するために、一日も早い事業の完成に向けた協力を行うとともに、国際化の一層の推進を国に求めるなど、航空政策の推進に取り組む。</p>	
これまでの経過	<p>平成12年6月 都から国への提案要求に、「羽田空港の国際化」を最重点事項として新規に盛り込み、提出。</p> <p>平成12年12月 「航空政策基本方針」（本文は下記で閲覧可）を策定・公表。 （アドレス：<a href="http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kanko/ksk/">http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kanko/ksk/</a>）</p> <p>平成13年6月 国への提案要求の「羽田空港の国際化」に、新たに「再拡張」を最重点事項として追加し、提出。（以降、継続して提出）</p> <p>平成13年8月 国の都市再生本部において、羽田空港の再拡張が、都市再生プロジェクト（第二次決定）に採択される。</p> <p>平成14年6月 国が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を閣議決定。その中で、羽田空港については、「財源について関係府省で見通しをつけた上で、国土交通省は、羽田空港を再拡張し、2000年代後半までに国際定期便の就航を図る」とされる。</p> <p>平成15年11月 羽田－金浦（ソウル）間の昼間国際チャーター便の運航開始。</p> <p>平成15年12月 都は羽田空港の再拡張事業に対し、1,000億円の無利子貸付による協力を行うことを公表。</p> <p>平成16年3月 羽田空港再拡張事業の事業化を含む平成16年度政府予算案及び関連法案が国会にて可決、成立。</p> <p>平成17年3月 国は羽田再拡張事業（新滑走路の建設工事）を契約。</p> <p>平成17年8月 羽田－金浦間の昼間国際チャーター便が1日8往復に拡充。</p> <p>平成18年3～7月 国は羽田空港国際線地区整備に係るPFI事業を契約。</p> <p>平成19年3月 国は新滑走路建設の現場工事に着手。</p> <p>平成19年5～6月 国が「航空の自由化」「羽田空港の更なる国際化」を盛り込んだ「アジア・ゲートウェイ構想」「経済財政改革の方針2007」を閣議決定。</p> <p>平成19年9月 羽田－虹橋（上海）間の昼間国際チャーター便の運航開始。</p> <p>平成19年12月 地方税制の改正に伴い、羽田空港の国際化を含む首都東京の重要施策に関する「国と東京都との実務者協議会」を設置。</p> <p>平成20年2月 「羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科会」を設置。</p>	

現在の進行状況	<p>平成 20 年 4 月 羽田－香港間の国際チャーター便の運航開始。</p> <p>平成 20 年 4 月 「第 2 回羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科会」を開催し、都から国際線発着枠の拡大方策を提案。</p> <p>平成 20 年 6 月 国が「2010 年の供用開始当初に昼間及び深夜早朝合わせて約 6 万回の国際線を就航」「昼間に羽田にふさわしい近距離アジア・ビジネス路線として、ソウル、上海等の都市、さらに北京、台北、香港まで就航していく」等の羽田の国際化の方針を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針 2008」を閣議決定。</p> <p>平成 20 年 7 月 「第 3 回羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科会」を開催し、国から上記の国際化の方針の説明。</p> <p>平成 20 年 7 月 羽田への国際定期便乗り入れに関する各国との協議を順次開始。</p> <p>平成 20 年 11 月 規制改革会議の重点事項推進委員会公開討論において、都から更なる国際化について提案。</p> <p>平成 20 年 12 月 「第 4 回羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科会」を開催し、国から国際航空交渉の進展状況について報告。</p> <p>平成 20 年 12 月 都は、羽田空港再拡張事業の国からの無利子貸付の増額要請に協力表明。</p>		
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再拡張事業に係る施設（新滑走路、国際線ターミナル等）が整備され、平成 22 年 10 月（予定）に供用開始、国際定期便も就航。</li> <li>・ 都では、来年 10 月の供用開始を確実に実現するとともに、昼間の国際線をさらに増加し、就航都市も一層拡大することを国に働きかけていくとともに、国に対する協力及び必要な調整等を実施していく。</li> </ul>		
問い合わせ先	都市整備局 都市基盤部 交通企画課	電話	03-5388-3288